川崎町水道事務所

**町税等の完納証明について**

令和２年度　指名願の提出に際し、添付書類として町税等の完納証明（下記１に記載のもの）が必要です。

なお、未納金のある場合は、令和２年１月末までに完納してください。

１．完納証明の対象となる税等は次のものです。

会社名義と会社代表者が納税義務者または納税管理者となっている下記の町税等

・代表者個人の町県民税 　　・住宅新築資金

・法人町民税 ・住宅改修資金

・固定資産税 ・宅地取得資金

・軽自動車税 ・公営住宅使用料

・土地占用料 ・国民健康保険税

・道路・河川占用料　　　　　 ・水道使用量

２．「完納証明願」の受付窓口（完納証明書発行は、１月１１日より行います。）

町税・国民健康保険税完納証明願（様式１）税務課　　（庁舎１Ｆ）

住宅新築資金等完納証明願　　　（様式２）住宅課　　（庁舎２Ｆ）

公営住宅使用料　　　　　　　　（様式３）住宅課　　（庁舎２Ｆ）

土地占用料　　　　　　　　　　（様式４）防災管財課（庁舎２Ｆ）

道路・河川占用料　　　　　　　（様式５）建設課　　（庁舎２Ｆ）

　　　　水道使用料　　　　　　　　　　（様式６）水道事務所（庁舎１Ｆ）

※完納証明願用紙に、会社名等記入押印のうえ、窓口へ提出してください。

３．証明料は、１枚につき３５０円です。